

静岡県告示第186号

特定不妊治療費補助金交付要綱（平成16年静岡県告示第648号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月12日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>第1 趣旨</p> <p>知事は、総合的な少子化対策の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、<u>特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦</u>に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「<u>特定不妊治療</u>」とは、<u>不妊治療のうち体外受精（顕微授精含む。）をいう。ただし、次に掲げる治療又は方法を除く。</u></p> <p>ア <u>夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療</u></p> <p>イ <u>妻が卵巣と子宮を摘出したなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する方法</u></p> <p>ウ <u>夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する方法</u></p> <p>(2) この要綱において「<u>夫婦</u>」とは、<u>戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（外国人にあっては、公の機関が発行した書類）により、</u></p> | <p>第1 趣旨</p> <p>知事は、総合的な少子化対策の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を受けた夫婦に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 定義</p> <p>この要綱において「<u>特定不妊治療</u>」とは、<u>不妊治療のうち体外受精（顕微授精含む。）をいう。ただし、次に掲げる治療又は方法を除く。</u></p> <p>(1) <u>夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療</u></p> <p>(2) <u>夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する方法</u></p> <p>(3) <u>妻が卵巣と子宮を摘出したなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する方法</u></p> |

法律上の婚姻をしていることの確認ができる男女をいう。

第3 補助対象者

補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する夫婦の一方とする。

- (1) 特定不妊治療を受けた夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの（平成25年度以前から特定不妊治療の助成を受けている夫婦であって、平成27年度までに通算5年間助成を受けているものを除く。）
- (2) (略)
- (3) 夫及び妻の前年（1月から5月までの間に申請しようとする場合にあつては、前々年）の所得の合計額が730万円未満である夫婦。この場合において、所得の範囲については児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条を、所得の額の計算方法については同令第3条をそれぞれ準用する。

(4) (略)

第5 補助額等

(1) 補助額

一夫婦1回の特定不妊治療につき次に掲げるとおりとする。

ア 特定不妊治療（イからエまでに規定する特定不妊治療を除く。）については15万円（母子保健医療対策総合支援事業の実施について（平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添18（以下「別添18」という。）のC及びFに規定するものにあつては、7万5,000円）を限度とする。

イ 初回の特定不妊治療（ウ及びエに規定

第3 補助対象者

補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する夫婦の一方とする。

- (1) 特定不妊治療を受けた夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの

(2) (略)

(3) (略)

第5 補助額等

(1) 補助額

一夫婦1回の特定不妊治療につき次に掲げるとおりとする。

ア 特定不妊治療（イに規定する特定不妊治療を除く。）については30万円（平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月5日付け20文科初第1279号、雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙安心こども基金管理運営要領別紙2のC及びFに規定するものにあつては、10万円）を限度とする。

する特定不妊治療を除く。)については30万円（別添18のC及びFに規定するものにあつては、7万5,000円）を限度とする。

ウ 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）(エに規定する特定不妊治療を除く。)については15万円を限度とする。

エ 特定不妊治療のうち初回の男性不妊治療については30万円を限度とする。

(2) 補助の回数

特定不妊治療の初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときにあつては通算して6回、40歳以上であるときにあつては通算して3回を超えないものとする。ただし、(1)ウ又はエに規定する特定不妊治療と(1)ア又はイに規定する特定不妊治療を同時に受けた場合は、両方の特定不妊治療を受けたことをもって、1回の特定不妊治療を受けたものとみなす。

第6 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア～ウ (略)

エ 夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（外国人にあつては、公の機関が発行した書類(法律上の婚姻をしていることの確認ができるものに限る。)）

オ 夫及び妻の前年（1月から5月までの間に申請しようとする場合にあつては、前々年）の所得証明書

カ 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収証

イ 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）については30万円を限度とする。

(2) 補助の回数

特定不妊治療の初回の補助に係る治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときにあつては6回、40歳以上であるときにあつては3回を超えないものとする（補助を受けた後出産した場合（妊娠12週以降に死産に至った場合を含む。）は、改めて初回から補助を受けることができるものとする。）。ただし、(1)イに規定する特定不妊治療と(1)アに規定する特定不妊治療を同時に受けた場合は、両方の特定不妊治療を受けたことをもって、1回の特定不妊治療を受けたものとみなす。

第6 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア～ウ (略)

エ 夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（外国人にあつては、公の機関が発行した婚姻の状況が確認できる書類）

オ 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収証

第7 請求の手続

- (1) 提出書類 各1部
請求書 (様式第3号)
- (2) (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 (略)
(新型コロナウイルス感染症に関する特例)
- 2 令和2年3月31日における妻の年齢が42歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。)の感染の防止の観点から治療を延期したもの (令和3年3月31日までに交付申請書を提出したものに限る。)にあつては、第3(2)中「43歳」とあるのは「44歳」とする。
- 3 令和2年3月31日における妻の年齢が39歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染の防止の観点から治療を延期したもの (令和3年3月31日までに交付申請書を提出したものに限る。)にあつては、第5(2)中「40歳」とあるのは「41歳」とする。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が急変し、夫及び妻の令和2年の所得の合計額が730万円未満となると見込まれる夫婦 (令和3年3月31日までに交付申請書を提出したものに限る。))にあつては、第3(3)は適用しない。この場合において、第6(1)オ中「所

カ 事実婚関係に関する申立書 (様式第3号) (届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合に限る。))

キ その他知事が必要と認める書類

第7 請求の手続

- (1) 提出書類 各1部
請求書 (様式第4号)
- (2) (略)

附 則

- 1 (略)
- 2 令和2年3月31日における妻の年齢が42歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。)の感染の防止の観点から治療を延期したもの (令和4年3月31日までに交付申請書を提出したものに限る。)にあつては、第3(2)中「43歳」とあるのは「44歳」とする。
- 3 令和2年3月31日における妻の年齢が39歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染の防止の観点から治療を延期したもの (令和4年3月31日までに交付申請書を提出したものに限る。)にあつては、第5(2)中「40歳」とあるのは「41歳」とする。

得証明書」とあるのは、「所得証明書及び令和2年の所得が急変したことを確認できる書類」とする。

5 新型コロナウイルス感染症の感染の防止の観点から治療を延期し、交付申請書の提出が令和2年6月以降となった夫婦であって夫及び妻の令和元年の所得の合計額が730万円以上であるもの（令和3年3月31日までに交付申請書を提出したものに限る。）にあつては、第3(3)中「前年（1月から5月までの間に申請しようとする場合にあつては、前々年）」とあるのは「平成30年」と、第6(1)オ中「前年（1月から5月までの間に申請しようとする場合にあつては、前々年）」とあるのは「平成30年及び令和元年」とする。

6 前2項の場合において、所得の範囲については児童手当法施行令第2条の規定を、所得の額の計算方法については同令第3条の規定をそれぞれ準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号（表）中「印」を削り、

| | |
|---|-----------------|
| (夫妻一方の住所が申請者の住所と異なる場合は、その異なる住所を記入) | 〒 電話 () |
| 過去に、静岡県又は他の都道府県・指定都市・中核市で、この補助金の交付を受けたことがありますか。 無・有 → () 都道府県・市で () 年度 | |

を

| | | | | | | |
|--|-------|---------|-----|------|--------|--|
| (夫妻一方の住所が申請者の住所と異なる場合は、その異なる住所を記入) | | 〒 | | | 電話 () | |
| 口座振替先 | 金融機関名 | | 支店名 | | | |
| | 口座種別 | 普通 ・ 当座 | | 口座番号 | | |
| | 口座名義人 | | | | | |
| 過去に、静岡県又は他の都道府県・指定都市・中核市で、この補助金の交付を受けたことがありますか。 無 ・ 有 → () 都道府県・市で () 年度 (有の場合) 今回の治療は2人目以降の特定不妊治療ですか。 いいえ・はい → (子の出生日 年 月 日) (子の出生日 年 月 日) | | | | | | |

に、

「3 夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（外国人にあつては、公の機関が発行した書類（法律上の婚姻をしていることの確認できるものに限る。）」

4 夫及び妻の前年（1月から5月までの間に申請しようとする場合にあっては、前々年）の所得証明書

5 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収証

を

「3 夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（外国人にあつては、公の機関が発行した婚姻の状況が確認できる書類）

4 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収証

5 事実婚関係に関する申立書（様式第3号）（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合に限る。）

6 その他知事が必要と認める書類

に改める。

様式第2号中「㊟」を削り、「（採卵、）」を「（治療開始日、採卵、）」に、「排卵準備」を「採卵準備」に改め、「領収金額を記入してください」の次に「（令和3年3月31日までに終了する治療に限る。）」を加え、「助成」を「補助」に改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

様式第3号中「㊟」及び

| | | | |
|------------------------|--|------|--|
| 振込先金融機関名 (支店名等まで記入) | | | |
| 口座種別 | | 口座番号 | |

(注) 振込先口座は、請求者本人名義のものを記入してください。

を削り、同様式を様式第4号とし、様式第2号（その1）の次に次の2様式を加える。

様式第2号(その2) (用紙 日本産業規格A4縦型)

| | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--------|
| 受給者番号 | | | | | | | (記入不要) |
|-------|--|--|--|--|--|--|--------|

特定不妊治療受診等証明書

下記の者については、男性不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

指定医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

指定医療機関記入欄 (主治医が記入すること。)

| | | | |
|-----------------|--|----------------|--|
| (ふりがな) 受診者氏名 | 夫 | () | |
| 受診者 生年月日 | | 昭和 平成 西暦 | 年 月 日 (歳) |
| 今回の治療方法 | 行った手術療法を記入してください。 () | | 1. 精子回収有り 2. 精子回収無し (該当する番号に○を付けてください。) |
| 今回の治療期間※ | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 領収金額 | [今回の治療にかかった診療額合計]・保険外診療に限る。 男性不妊治療費領収金額 円 | | |

※ 治療期間については、男性不妊治療手術を行った日を記入してください。

男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も補助の対象となります。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事実婚関係に関する申立書

静岡県知事 氏 名 様

年 月 日

下記2名については、事実婚関係にあります。

なお、治療の結果、子が出生した場合には、出生した子について認知を行います。

記

夫 住所 _____

氏名 _____

妻 住所 _____

氏名 _____

別世帯になっている理由（夫妻が別世帯になっている場合に記入してください。）

附 則

- この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の特定不妊治療費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年1月1日以後に終了した特定不妊治療について適用する。
- 令和2年度分の補助金に係る新要綱様式第1号及び様式第4号の適用については、新要綱様式第1号（表）中

「氏名 _____ 」とあるのは「氏名 _____ 印」と、

| | | | | |
|------------------------------------|-------|----------------------|------|--|
| (夫妻一方の住所が申請者の住所と異なる場合は、その異なる住所を記入) | | 〒 _____ 電話 (_____) | | |
| 口座振替先 | 金融機関名 | | 支店名 | |
| | 口座種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | |
| | 口座名義人 | | | |

とあるのは

| | |
|------------------------------------|----------------------|
| (夫妻一方の住所が申請者の住所と異なる場合は、その異なる住所を記入) | 〒 _____ 電話 (_____) |
|------------------------------------|----------------------|

と、新要綱様式第4号中

「 _____ 氏 名 _____ 」とあるのは
 「 _____ 氏 名 _____ 印」

| | | | |
|------------------------|--|------|--|
| 振込先金融機関名 (支店名等まで記入) | | | |
| 口座種別 | | 口座番号 | |

とする。

(注) 振込先口座は、請求者本人名義のものを記入してください。」

- この告示の施行前に改正前の特定不妊治療費補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。